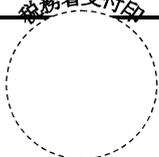


連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

 令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話() -
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目		業

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

欠損連結事業年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	還 付 所 得 連 結 事 業 年 度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額
欠損連結 事業年度 の連結欠 損金額	連 結 欠 損 金 額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)		
還付所得 連結事業 年度の連 結所得金 額	連 結 所 得 金 額 (3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額 ((3) - (4)) (5)		
還付所得 連結事業 年度の法 人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額 (6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控 除 税 額 (8)		
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額 (9)	00	
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額 に 対 す る 税 額 (10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
差 引 法 人 税 額 ((12) - (13)) (14)			
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)			

請 求 期 限	令和 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日
還付を受けよう とする金融機関 等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等

この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。

- 1 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
- 2 令和2年旧法人税法第81条の31第4項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
- 3 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第105条第2項に規定する特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	------------	-----	-------	-----	--------------	-------	-----

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）（以下「令和2年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の31第1項の規定により、各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合
(注) 平成14年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、次の①又は②のみが対象となりますので、ご注意ください。
 - ① 連結親法人（次のイ又はロに掲げるものに限り、）の連結欠損金額（新型コロナウイルス特法第8条、令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の97、令和2年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の98）
 - イ 普通法人（令和2年旧法第4条の7に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）を除きます。）である連結親法人のうち、その連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円（令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各連結事業年度（以下「特例連結事業年度」といいます。）については、10億円）以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第2条第5項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）を除きます。）
 - (i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
 - (i) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上（特例連結事業年度については、10億円超）である法人
 - (ii) 相互会社及び保険業法第2条第10項に規定する外国相互会社
 - (iii) 受託法人
 - (ii) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人
 - ロ 協同組合等である連結親法人
 - ② 次のイからハマまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額（特定設備廃棄等欠損金額）（令和2年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の98、令和2年改正法附則第105条）
 - イ 連結親法人（①に掲げる法人を除きます。）又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者（同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第18条第1項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和2年3月31日以前に同条第1項の認定を受けたものに限り、）であること。
 - ロ 平成29年8月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。
 - ハ ロのうち、連結親法人又はその連結子法人（令和2年旧措置法第68条の33並びに同条の規定に係る同法第68条の40第1項及び第4項並びに同法第68条の41第1項から第3項まで、第11項及び第12項の規定の適用を受ける連結法人を除きます。）が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの連結事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第19条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額の合計額であること。
 - (2) 令和2年旧法第81条の31第4項の規定により、連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - イ 解散（適格合併による解散を除きます。）
 - ロ 更生手続の開始
 - ハ 再生手続開始の決定
- 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は、2通）提出してください。この場合において、還付所得連結事業年度が2以上あるときには、別葉に作成して提出してください。

- (1) 上記1(1)の場合(令和2年旧法第81条の31第1項の規定により提出する場合) 欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出時

上記の欠損連結事業年度の連結確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によって欠損連結事業年度の連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。

- (2) 上記1(2)の場合(令和2年旧法第81条の31条第4項の規定により提出する場合) 解散等の事実が生じた日以後1年以内(連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。)

4 この請求書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「※」欄は、記載しないでください。

- (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄

イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。

ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

なお、次の場合には、上記の「(1)」欄の金額は、それぞれ次に定める金額を控除した金額となります。

- (イ) その欠損連結事業年度において生じた災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係る「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す災害損失欠損金額(2)」欄に記載した金額

- (ロ) この請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度について連結欠損金又は災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係るこの請求書の「(2)」欄に記載した金額

また、1(1)(注)②の特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損連結事業年度の連結欠損金額(災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を除いた金額)のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。

- (注) 「(2)」欄の金額は、この請求書を提出する日までに確定した「差引連結所得金額(5)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

- (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄

イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください。

ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

- (イ) 還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合 その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係るこの請求書の「(2)」欄の金額又は「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄の金額

- (ロ) 還付所得連結事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係る「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄に記載した金額

- (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄

イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。

ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、令和2年旧措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、令和2年旧措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。

- (5) 「還付金額(15)」欄には、 $((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5 留意事項

○ 地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3（令和元年9月30日以前に開始した還付所得連結事業年度については100分の4.4）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（令和2年改正法による改正前の地方法人税法第23条第1項）。